⑷敷金及び保証金	705,605,402		
貸倒引当金（※）	△ 55,497,963		
	650,107,439	612,978,935	△ 37,128,504
資産　計	27,745,880,178	28,178,714,524	432,834,346
⑴未払金	733,858,954	733,858,954	—
⑵リース債務	329,119,291	333,235,266	4,115,975
負債　計	1,062,978,245	1,067,094,220	4,115,975

（※）　未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※）　敷金及び保証金に計上している貸倒引当金を控除しております。
㈱1　金融商品の時価の算定方法に関する事項
○資産
⑴現金及び預金並びに⑵未収金
これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶金銭の信託
これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。
⑷敷金及び保証金
時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。
○負債
⑴未払金
これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

9．その他
敷金・保証金に係る貸倒引当金について
竹芝本部事務所が入居するビルの運営会社である㈱東京テレポートセンターは、平成22事業年度末日現在において、東京地方裁判所が平成19年１月19日に認可決定が確定した民事再生法に基づく再生計画中にあります。
再生計画においては、当機構が預託している敷金の取扱いについて、共益債権化される額のほか、賃貸借契約終了時までに生じる一切の賃借人の債務（原状回復費用を含む）を控除した残額について、上記認可決定確定日から当機構との契約終了するまでの期間に応じて、弁済するものとされております。
今般、「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」により、高齢・障害・求職者雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年３月31日とすることとなったことから、当該期限日を基準日として、再生計画に基づく弁済見積額を算出した結果、弁済不能とされる見積額を貸倒引当金として計上しております。
なお、貸倒引当金は、弁済不能見積額から、前述７の②の原状回復に係る債務額を差引いた額を計上しております。
重要な債務負担行為
該当なし
重要な後発事象
独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務の移管について
「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年４月27日法律第26号）により、当機構は平成23年10月１日において、名称を高齢・障害・求職者雇用支援機構に改めるとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）は解散し、雇用・能力開発機構が実施している業務のうち、職業能力開発業務及び宿舎等業務を当機構に移管することとなりました。
これにより、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、雇用・能力開発機構の解散時において、職業能力開発業務及び宿舎等業務を確実に実施するために必要な資産及び当該業務に係る債務を承継することとなります。
なお、雇用・能力開発機構の資産及び債務の承継にあたって、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第３条に基づく増加資本の額、雇用・能力開発機構より承継する資産の価額につきましては、資産評価委員会の決定によることとなりますので、未定であります。

附属明細書
以下の書類については、各勘定名を略称で表記しております。
高齢・障害者雇用支援勘定：高・障勘定
障害者職業能力開発勘定：能開勘定
障害者雇用納付金勘定：納付金勘定
高齢・障害者雇用支援勘定　高齢者雇用支援事業経理：高齢経理
高齢・障害者雇用支援勘定　障害者雇用支援事業経理：障害経理
1　固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

区　分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高	摘　要
							当期償却額		損益内	損益外		
	建　物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構　築　物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	